

汲み取り便槽・浄化槽を廃止する場合は **最終清掃** が必要です！

汲み取り便槽や浄化槽を廃止する場合には、松山市長の許可を受けたし尿収集業者（浄化槽清掃業者）※ に委託し、し尿や浄化槽汚泥の引き抜きに加え、槽内の洗浄・消毒 を必ず実施してください。

浄化槽汚泥等を公共下水道に流したり、地下浸透させる等不適正な処理をしたりすると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反するため、罰せられることがあります。

※松山市では、し尿の汲み取り 及び 浄化槽の清掃業者は区域ごとにわかれています。

詳しくは、松山市役所 環境指導課の
浄化槽・し尿担当（電話：089-948-6439）まで
お問合せください。

松山市のホームページからも検索可能です。

松山市 し尿収集

検索



1つの町内で業者が細分化されている場合は、お手数ですが環境指導課までお問合せください。

☆工事日程等に余裕をもって、し尿収集（浄化槽清掃）業者に連絡してください。

Q&A 最終清掃を実施したか わからない場合は？

Q 建物の所有者等から「最終清掃をしたかわからない」と言われたり、槽内に雨水のようなものが残っていたりする場合はどうしたらいいのですか？

A 当該地区を担当するし尿収集業者（浄化槽清掃業者）に連絡し、最終清掃が実施されているか確認してください。